

平成 30 年度国の予算編成等に対する提案について
(地方消費税の清算基準の見直しについて)

平成 29 年 5 月 25 日
本 部 事 務 局

【提案項目】

- I 地方分権改革の推進
 - 5 安定的な分権型地方税財政制度の構築
 - ・地方消費税の清算基準の見直し

【提案の趣旨】

地方消費税の清算基準について、地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として、制度の改善を図ることを要望

【提案文案】

地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準のうち、消費指標として用いられている「小売年間販売額」、「サービス業対個人事業収入額」は、事業者の売上に関する指標であり、誰が「消費」したかではなく、誰が「販売」したかに着目したものである。

平成 29 年度税制改正大綱では、平成 30 年度税制改正に向けて、地方公共団体の意見を踏まえつつ、抜本的な方策を検討し、結論を得るとされていることから、見直しにおいては、地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として、指標の見直しや充実を図ること。

なお、都道府県別の最終消費を正確に把握できない場合は、

- | | | | |
|---|---|---|-----------------------------------|
| { | <ul style="list-style-type: none">○ <u>人口や従業者数を用いて、</u>○ <u>人口の比率を高めるなど、</u> | } | 税の最終負担者である消費者の最終消費を考慮した清算基準とすること。 |
|---|---|---|-----------------------------------|